

令和4年6月22日

公益財団法人高知県農業公社
(農地中間管理機構)
理事長 土居内 淳一 様

高知県農地中間管理事業評価委員
委員長 松島 貴



令和3年度農地中間管理事業の実施状況の評価と意見について

農地中間管理事業評価委員会規程第2条に規定する評価と意見は別紙のとおりである。

今回の評価結果を基に、所期の目的達成のため今後とも一層の尽力をお願いする。

令和3年度 高知県における農地中間管理事業に対する評価と意見

高知県農地中間管理事業評価委員会

1 農地中間管理事業評価の視点

(1) 高知県農業の特質と農地中間管理事業推進

高知県は急峻な山岳地形が大部分を占め、林野率が84%と全国で最も高く、平坦地に乏しい。この狭小な平坦部に人と産業が集中し、中山間地域はもちろん平坦地においても耕地の生産環境条件整備が立ち遅れており、農業経営体の経営耕地面積規模も全国と比較して小さい。

こうしたなか、高知県では冬季温暖多照という気象条件を活かした施設園芸を中心とする園芸農業により、土地生産性の高い農業展開をしてきたが、農業労働力問題（農業労働力の量的減少と質的弱体化）が深刻化し、特に中山間地域を中心として土地利用型農業の担い手不足が進み、耕作放棄地が拡大している。

このような高知県の特質は、農地中間管理事業により担い手への農地利用集積を進め、農業構造改善を図る上で大きな制約となる。

(2) 農地中間管理事業評価の視点

① 評価指標としての数値目標の考え方

高知県農業の特質に照らして、高知県では農地中間管理事業等による担い手への農地利用集積面積割合として、国の目標である8割よりも低い6割を掲げている。

この6割という数字を、事業評価においてどのように考えるのか、言い換えれば分母をどのように捉えるのかが問題になってくる。分母に生産環境条件整備が立ち遅れている中山間地域の棚田やテラス化されていない乗用機械体系が導入不可能な傾斜畑を含めて考えると、高齢化が急速に進むなかでの6割という数値目標は非常に高いハードルといえよう。

地域ごとの話し合いのなかで、どの範囲の農地を後世に地域資源として引き継いでいくのかを明確化したうえで、引き継いでいくべき農地の6割を担い手が耕作する農業構造を目指すというのであれば実現可能な目標設定といえよう。

②数値目標以外の評価視点

そのため本評価委員会では、6割という数値目標にとらわれず、将来の地域農業構造改善につながる農地中間管理機構（以下、「機構」という）の以下の活動についても、幅広く事業評価の対象とする。

- 事業を通じた地域農業の担い手確保・育成への貢献
- 事業を通じた農地の基盤整備（生産環境条件改善）への貢献
- 事業を通じた地域における効率的な農地管理体制整備への貢献

2 事業実施上の課題

事業開始から8年を経て、大規模な担い手への優良農地の貸借がほぼ一巡し、事業開始時にはなかった次のような様々な問題が発生し、その解決策の検討や対応に不測の時間や人役を要している。

(1) 地権者側（出し手）の問題

- ① 地権者の高齢化に伴う問題や、相続した県外の不在地主が近年の農業情勢や地域の農業を取り巻く状況が分からず、現場でのミスマッチングが発生している。
- ② 貸借というセンシティブな問題を扱うことから、先祖代々受け継いできた農地への思い入れが強く、マッチングまでの話し合いに時間を要している。

(2) 担い手側（受け手）の問題

- ① 担い手の高齢化による規模縮小や、大規模農家のリタイアが発生し、次の受け手へ引き継ぐことができないなど、絶対的な担い手不足が進行している。
- ② 農地が狭隘でインフラ未整備のため、担い手が借受けを断るなどミスマッチングが発生している。

一方で、ここ数年地域ごとに借入・転貸といった機構の事業実績に特色、格差が存在する。今後の事業推進において機構は、地権者や担い手に対して、事業や制度に関する丁寧な説明を行うとともに「人・農地プラン」の実質化により作成された地域農業の将来の目標実現に向け、県、市町村、農業委員会、JA等の関係機関がそれぞれの役割を果たしながら連携した機構の取組拡大が重要となる。

3 令和3年度の事業実施体制

事業8年目の令和3年度は、本部職員13名（うちエリア担当職員7名）農地集積推進支援契約職員（以下、「推進支援員」という。）10名及び農地活用サポーター16名の体制で農地中間管理事業を実施した。

また、農地中間管理事業における市町村や県など関係機関との連携体制は次の通りである。

① 農地中間管理事業への取り組み

県・市町村をはじめ、農業委員会（農業委員・最適化推進委員）、JAなど様々な関係先と日常的に連携し、担い手との意見交換を通して農地の利用集積を図っている。

組織体制は、本部スタッフ7名と推進支援員10人を県下エリア毎に駐在させ、また、地域の人や農地に詳しい農地活用サポーター16人を委嘱してきめ細かな対応を行っている。

他方、事業制度の周知・浸透においては、市町村・JA職員向けの事業説明会、農業委員会全員研修会での事業説明や「農業公社事業ガイド」の作成・配布を行っている。

地域の産業祭等の中止によって、こうした場での農業者を対象とした相談会はやむを得ず見送りとなったが、事業や相談先の周知と、家庭での話し合いの契機を狙い、県と連携して年末にラジオ広報を実施している。

② 「人・農地プラン」の具体化への取り組み

市町村の「人・農地プラン」実質化に向けた具体的な取組として、県、農業委員会ネットワーク機構及び機構の三者が一体となり、機構は重点実施地区中心に参画し実質化に向けた支援（ヒアリング、情報提供、意見聴取等）を行い、機運の醸成に努めている。

県は、基盤整備事業について「実質化された人・農地プラン」を踏まえつつ地域ニーズに応じた整備を推進することとしており、県が立ち上げたプロジェクトチームに機構も参画し取組みをしている。

4 令和3年度の事業成果とその評価

(1) 数値からみた事業成果

借入面積	115.6ha、452件	(前年度 110.4ha,428件)
転貸面積	98.8ha、220件	(同 84.1ha,196件)

(2) 数値目標以外からみた事業成果

①担い手確保・育成からみた成果

- ア) 新規就農対策として、県農業委員会ネットワーク機構と共同で設置している新規就農相談センターの機能を生かした農地確保に係る就農相談を受けて、農外からの起業に向けての支援策の情報提供を行い、新規就農への足がかりとして一定寄与している。
- イ) 農地中間管理事業を活用して農用地等を集積した新規就農者に対して、経営初期の負担軽減のために賃借料の1/2補助を行っている。

②農地の基盤整備からみた成果

- ア) 農地中間管理機構関連農地整備事業（以下「機構関連事業」という。）や農地耕作条件改善事業の実施地区を重点地区とし、地元協議や調整に計画段階から参画するなど、県や市町村等の関係機関と連携して事業を推進している。特に、機構関連事業において5地区目となる黒潮町市ノ瀬地区では、事業対象農地の一部で集積が停滞し、また、担い手確保が難航したにもかかわらず早期に中間管理権が設定でき、事業採択に繋がっている。
- イ) 施設園芸団地の整備事業との連携では、令和4年度に工事が一部着工となる高知南国地区国営農地開発事業地区で、次世代施設園芸ハウス団地の整備が予定されており、参入企業との長期契約に伴うリスクを踏まえながら県や関係機関と連携し対応しており、円滑な事業着手に繋がっている。

③効率的な地域農地利用体制整備からみた成果

- ア) 市町村の「人・農地プラン」実質化に向けた具体的な取組として、県、農業委員会ネットワーク機構及び機構の三者が一体となり、機構は重点実施地区中心に参画し実質化に向けた支援（ヒアリング、情報提供、意見聴取等）を行い、機運の醸成に努めている。県は、基盤整備事業について「実質化された人・農地プラン」を踏まえつつ地域ニーズに応じた整備を推進することとしており、県が立ち上げたプロジェクトチームに機構も参画し取組みをしている。
- イ) 地域の相談員である推進支援員10人を配置して、市町村単位で農地等の利用最適化を推進する農業委員及び農地利用最適化推進委員に、機構の取組や各種補助事業の周知を行うとともに関係を構築している。
- ウ) 中山間地域などでは担い手不足が慢性化しており、広域的に耕作している担い手（認定農業者等）の情報を整理・保有することで、

担い手が不足している地域に於いて地域外からの担い手確保に一定貢献している。

- エ) 中山間地域における農業生産の効率化と優良農地の確保に向けた取組として、簡易な基盤整備の導入による耕作条件の改善を掲げ、事業制度の周知を行い、地元座談会での担い手への農地集積の機運醸成に努めている。

(3) 総括

以上、令和3年度の事業を総括すると、前年度と同様に新型コロナウイルス感染症による影響下において、農地流動化を阻害する問題が山積する厳しい事業環境の中で、機構の農地のマッチング件数は年々増加傾向にあり、借入・転貸面積で前年度と同水準の実績を上げた機構の取組は一定評価できる。

また、「担い手の確保・育成」、「農地基盤整備の推進」、「地域における農地利用体制整備」等の面において、限られた予算・人的資源の下で、関係機関と有機的に連携した農業構造改善への取り組みも十分に評価に値する。

5 令和4年度事業実施に向けた意見

機構には次の項目を踏まえた取組を強化し、引き続き担い手への農地利用集積及び面的集約を中心となって推進し、農地資源の効率的利用と次世代への継承に向けて成果を上げていただきたい。

(1) 関係機関との連携強化

引き続き、市町村や県などの関係機関と連携し、事業制度の周知・浸透に努めながら、基盤整備事業等を契機として初期段階から事業管理に積極的に参画し、地域に入り込んだきめ細かな農地中間管理事業を推進する必要がある。

(2) 「人・農地プラン（地域計画）」の法定化への対応

国による「人・農地など関連施策の見直し」による農業経営基盤強化促進法関係法の改正が行われ、地域の農地利用の将来像を描く「人・農地プラン（地域計画）」が市町村の策定すべき計画として法定化された。これにより各市町村は目指す農地利用の姿を「目標地図」として明確化し、その実現に向けた取り組みを推進していくことになる。改正法の施行は令和5年4月とされており、その運用について県、市町村、関係機関と綿密に連携しながら検討・協議していく必要がある。

① 農地中間管理事業による地域農地利用関係の再構築

機構事業についてみると、地域全体で農地の利用関係を再構築するため農地の貸借は機構を経由する方法を軸（統合一体化）とすることとなり、機構が果たす役割は益々重要となる。

② 「地域計画」の策定困難地域における支援活動の強化

担い手不足や基盤整備の立ち遅れなどから、農地流動化が滞っている地域においても、「地域計画」策定の法定化によって将来の農地利用について地域農業者が主体となって協議が行われることになる。

機構には、県や市町村、農業委員会、農業委員会ネットワーク機構、JA等の関係機関との役割分担の下で、広域的な農地の流動化や担い手確保の側面などからも、積極的にその役割を果たしていくことを期待したい。